「ベトナム・テト（旧正月）フェスタ 2027in 鹿児島」開催業務委託
企画提案募集要領

１　業務の目的

県内で活躍するベトナム人技能実習生等の相互交流を目的とした「テト（旧正月）フェスタ」を開催し、テト（旧正月）を祝い、故郷を懐かしむための機会を提供するとともに、在住ベトナム人に対する県民の理解を促す。

２　委託業務の概要

⑴　業務名
「ベトナム・テト（旧正月）フェスタ 2027in 鹿児島」開催業務委託

⑵　発注者
鹿児島・ベトナム交流促進協議会
（事務局：鹿児島県商工労働水産部外国人材政策推進課内）

⑶　業務概要
別添仕様書（案）参照

⑷　委託期間
契約日から令和９年２月 26 日（金）まで

⑸　委託額の上限
2,200 千円（消費税及び地方消費税を含む）
※　履行までに要する全ての経費を含む。
※　この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

３　企画提案の内容

⑴　オープニングセレモニーの実施案
⑵　ベトナムに関連した人物・団体等によるステージイベントの実施案
⑶　ベトナム産品を活用した飲食・物販等のブース出展や展示の実施案
⑷　会場のレイアウト案
⑸　テト（旧正月）フェスタ当日のタイムスケジュール案
⑹　広報ツールの作成及び広報の実施

上記⑴～⑸以外に、当事業の目的を達成するために効果的な追加の提案があれば提案すること。

４　応募に係る資格要件

次に掲げる項目を全て満たす者とする。

⑴　鹿児島県内に本社又は事業所を有する法人であること。
⑵　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しないものであること。
⑶　鹿児島県から指名停止措置を受けている者ではないこと。
⑷　経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）第 17 条第１項に基づき更正手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第１項に基

づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。

⑸　暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人ではないこと。また、次のいずれかに該当する法人でないこと。

ア　暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

イ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者

ウ　暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

エ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ　暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

カ　アからオまでに掲げる者の依頼を受けて、応募しようとする者

⑹　都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

⑺　政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当で無いと判断するものを除く。

５　失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

⑴　応募に係る資格要件に該当しないことが判明した場合

⑵　提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

⑶　企画提案書等に虚偽の記載があった場合

⑷　見積書記載の金額が上記「２　委託業務の概要」の⑸に定める額を超えた場合

⑸　会社更生法等の適用を申請する際、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

⑹　審査の公平性を害する行為があった場合

⑺　その他、企画提案に当たり、著しく信義に反する行為があった場合

６　スケジュール

⑴　企画提案募集開始　　：11 月６日（金）

⑵　質問書の提出期限　　：11 月 12 日（木）17 時迄

⑶　質問への回答の掲載　　：11 月 16 日（月）

⑷　参加申込書の提出期限　：11 月 19 日（木）17 時迄

⑸　企画提案書の提出期限　：11 月 26 日（木）17 時迄

⑹　受託事業者決定、契約締結：11 月下旬

７　質問と回答

本業務に関して質問があるときは、質問書（様式１）を提出し、回答を求めることが

できる。

⑴　提出方法

上記「６　スケジュール」の⑵の期限までに、下記「14　応募・連絡先」宛て電子メールにより提出すること。

※　提出後は必ず電話で着信確認を行うこと。

⑵　回答

質問書に対する回答は、鹿児島県ホームページにおいて公表する。

なお、質問書に対する回答は、本募集要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

８　参加申し込み

企画提案に参加する場合は、企画提案参加申込書（様式２）に必要事項を記入の上、上記「６　スケジュール」の⑷の期限までに、下記「14　応募・連絡先」宛て電子メールにより提出すること。

※　提出後は必ず電話で着信確認を行うこと。

９　企画提案書等の提出

⑴　提出書類

ア　企画提案応募書（様式３）

イ　企画提案書

ａ　企画説明書

・　本業務の目的や仕様書（案）の内容を考慮した上で、イベント開催にあたっての考え方やイベントの内容案、特設ステージ及び出展ブースのレイアウト案など、具体的な提案を明記するほか、必要に応じて資料を添付すること。

・　ブース出展者やイベント出演者についても、具体的な提案を明記すること。なお、本業務の目的を鑑み、ベトナムに関連したブースや人物、団体等を提案すること。

・　その他、本業務にかかる特徴的な取り組み、提案等があれば、その内容を記載すること。

ｂ　事業実施スケジュール

本業務の実施時期・手順等のスケジュールを示すこと。

ｃ　事業実施体制

本業務を実施するに当たっての組織・人員体制を示すこと。

ウ　参考見積書

仕様書の業務内容に係る見積について内訳を明記すること。

※　正式な見積については、委託契約を締結する際に改めて依頼する。

エ　会社等概要書

代表者や所在地、事業内容、役員、同種事業の実績等を記載すること。

オ　鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する誓約書（様式４）

⑵　提出期限

上記「６　スケジュール」の⑸の期限までに提出すること。

⑶　提出部数

６部（原本１部）

⑷　提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）による。

※　FAX や電子メールは不可

10　企画提案書等の作成に係る留意事項

企画提案書等の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

⑴　上記「９　企画提案書の提出」の⑴の提出書類のうちイ～エの様式は自由とする。（サイズはＡ４縦とする。）

⑵　企画提案書等の提出は、１者につき１案に限る。

⑶　提出された企画提案書は返却しないこととし、提出後の修正は認めない。

⑷　採用された企画提案書の使用権は委託者に帰属する。

⑸　受託者決定後は、委託者と十分に協議しながら事業内容を決定することとし、企画の一部を修正又は変更する場合がある。

⑹　企画提案書作成及び提出に要する経費は、企画提案者の負担とする。

11　審査方法及び審査結果

⑴　審査方法

審査委員会を開催し、書類審査の結果、最も内容が優れているとされた企画提案書を提出した者を最優秀提案者として選定する。なお、審査に際し、企画提案書の内容等について確認を要する事項がある場合には、企画提案者に対し問合せを行う。

⑵　審査結果

審査結果は、企画提案者全員に対して書面により通知する。

なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

12　契約

最優秀提案者に選定された事業者は、提案した事業内容に基づき委託者と委託契約を締結するものとする。

⑴　事業内容

原則として提案された事業内容とするが、必要に応じて委託者との協議により事業内容の修正・変更を行い、委託契約を締結するものとする。

⑵　委託金額

事業を実施するために必要な経費とし、事業内容を修正した場合においても、上記「２　委託業務の概要」の⑸に定める額を上限とする。

⑶　業務の再委託

委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

13　その他

⑴　委託事業の取組状況や成果等については、県のホームページ等で公開する場合がある。

⑵　本事業について、事業の終了後も含めて、今後、鹿児島県監査委員や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。

⑶　本事業の報告や説明が簡易に果たせるよう、物品代金の支払いにおいては、口座振込を原則とするとともに、毎月の請求・支払履歴の整理を図ること。
⑷　事業を実施するに当たり、協議会事務局と十分な打合せを行うとともに、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。

14　応募・連絡先

〒890-8577　鹿児島県鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
鹿児島・ベトナム交流促進協議会事務局　　担当：小牟礼
（鹿児島県商工労働水産部外国人材政策推進課内）
TEL：099-286-3320　FAX：099-286-3599
E-mail：g-ukeire@pref.kagoshima.lg.jp